

## 柏崎市原子力災害広域避難計画の修正案の概要

### 修正の経緯等

- 本市では、原子力災害が発生若しくは発生するおそれがある場合に備え、「柏崎市地域防災計画（原子力災害対策編）」に基づき、「柏崎市原子力災害広域避難計画」策定している。
- 本計画は、「原子力災害対策指針」や「新潟県原子力災害広域避難計画」を踏まえ、現時点における広域避難に関する考え方及び具体的な対応等をまとめたものである。
- この度、原子力災害対策指針の改正、柏崎刈羽地域の緊急時対応の策定があったことから、これらを反映するとともに、データの時点修正を行うもの。
- 引き続き、国、県及び関係市町村等との協議・検討結果を踏まえた修正を加えるとともに、新潟県原子力防災訓練の検証結果も反映させていく。

### 修正のポイント

#### 1 国・県・市で使用する用語の統一に関する修正

(計画全般)

新潟県又は本市が独自に使用してきた用語について、国の防災基本計画等の記載に合わせ修正

##### 【変更箇所】

| 変更前           | 変更後     | 備考                              |
|---------------|---------|---------------------------------|
| 即時避難区域（P A Z） | P A Z   | 訳語「予防的防護措置を準備する区域」を、第2章（2－3）で記載 |
| 避難準備区域（U P Z） | U P Z   | 訳語「緊急防護措置を準備する区域」を、第2章（2－3）で記載  |
| スクリーニング       | 避難退域時検査 |                                 |
| バス避難集合場所      | 一時集合場所  |                                 |

#### 2 屋内退避の運用に関する追記

(第4章 4－2 ～ 4－3)

原子力災害対策指針の改正に伴う、屋内退避中における最低限必要な一時的な外出等が可能であること、屋内退避の継続可否を判断するタイミングの目安及び屋内退避の解除について追記

#### 3 U P Zの要配慮者・在校児等への対応

(第4章 4－10 ～ 4－12)

(第5章 5－4 ～ 5－7)

屋内退避の運用が明確化されたことから、U P Zにおける要配慮者の屋内退避のタイミングを国・県と整合させるとともに、全面緊急事態においても在校児等の引渡しを継続できるよう修正

#### 4 計画記載項目の整理

(第4章 4－7、4－20 等)

(別紙 別－1)

- ・ 本計画には総括的な内容を記載することとし、詳細な手順は個別マニュアルに記載するよう棲み分け
- ・ 計画別紙に記載の「作成の経緯」については、計画への記載に馴染まないため市公式ホームページにて記載
- ・ 計画別紙に記載の「今後の課題」については、施策の進展に伴い一部を削除